

ハッピー メール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628

ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

謹んで豪雨による被害のお見舞いを申し上げます。

このたびの大雨の影響により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。
国際ビジネス支援センター、広島上海事務所、海外ビジネスサポーター一同

CONTENTS

今月のレポートプラスワン情報【ベトナムホーチミン】..... 1	ハソク「旅行博」..... 5
海外レポート	上海「上海市の生活環境と消費」..... 5
ホーチミン「ベトナム M&A⑤「M&Aの狙い」」..... 2	大連「遼寧省商業中心——瀋陽」..... 6
ニューヨーク「フロリダクルーズ初体験」..... 2	ハノイ「ベトナム破産法2014年（続編）」..... 7
ジャカルタ「アセアン自由市場化と二輪車・自動車工業」..... 3	台北「健康保険連合診療センター」..... 8
シンガポール「ラーメン激戦地、シンガポールで広島県企業」..... 3	重慶「重慶人の消費観念が変わる」..... 9
タイ「新政権のインド予算案について」..... 4	中国ビザ Q&A「中国への技術移転について」..... 10
	ハッピーからのお知らせ..... 11

今月のレポートプラスワン情報

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

自己紹介 石川 幸



2008年からベトナムへ進出して AGS を創業して、2014 年で 6 年目を迎えました。私は元銀行ということだけで、ベトナムではゼロから海外起業・海外経営に従事しています。ベトナム進出される日系企業様のお役にたてるよう、初心を忘れずに頑張っております。自分で苦労した経験も成功した経験もお役に立てるよう頑張っております。

会社概要



AGS (ハノイ、ホーチミン) は、現在約 200 社の日系企業様に対して、社員約 80 名 (日本人専門家 10 名を含む) が現地重視で運営しています。日本人専門家は、弁護士、税理士、公認会計士が常駐するはじめての事務所でもあります。

サービス概要は、①進出当初の市場調査・ベトナム企業のパートナー探しのビジネス・マッチング、②拠点設立の各種ライセンス取得・変更、③進出後の会計・税務・監査・法務・労務・総務のバック・オフィス業務、④営業支援など、すべてワンストップで対応しております。安心して、日本語でご相談ください。

日本側は ABC 合同会社 (東京、大阪) が営業開始しました。

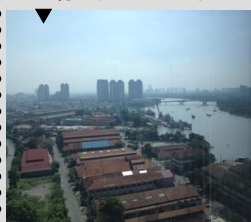
HP: <http://www.ags-vn.com/>

ベトナム ホーチミン こんな国こんな都市

ベトナムはアセアン地域にあって、日本企業の進出が最近増加しています (タイと人気を二分している感じ)。様々な価値観の違いや不明確さはあるものの、基本的に進出しやすい国であります。非常に親日国なので、ジャパン・プレミアムを感じることもしばしばあります。

ホーチミン市内では、「東洋のパリ」と言われたフランス風建築物、美味しいフランス料理 (フランスパンは安くて美味しい!) も堪能できます。また、観光で来られる場合、暑い市内観光ばかりに時間を割くよりも、雑貨の買い物、エステサロンやマッサージサロンでゆっくりスローライフを堪能して頂きたいと思います。

レタントン通りのオフィスから眺めるサイゴン川



▲ オペラハウス横から見たホーチミン市内

※ 現地の経済関連情報の収集提供、展示会等への出展協力、ビジネスマッチング及び便宜供与などを行っていますが、現地におけるアテンドに必要な経費は有料となる場合があります。

～詳しくは国際ビジネス支援センターまで～

ベトナム M&A⑤「M&A の狙い」(5回シリーズ最終回)

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

2013年、ベトナム進出の日本企業は500件(新規許可ベース)と3年連続で過去最高の件数を更新中です。

5回連載ベトナム M&A の最終回は「M&A の狙い」です。

1. M&A の狙い

経営戦略のひとつとして M&A を取り入れている日本企業も増えています。いろいろな整理ができますが、「時間を買う」ということと、「希少性のある資産(目に見えないものも含む)」ということです。もちろん、正のシナジーがあるのかどうか等々の議論もあります。

ベトナムでの M&A でも多くは同じですから、ベトナムでの特殊性の前に、まずは買い手としての日本企業側の M&A 戦略がどうなのかということがあります。次にベトナムでの特殊性として「外資参入障壁」、「時間を買う」、「希少性を買う」をそれぞれ見て行きたいと思います。これらの狙いがブレていると、やはり成立し難い事案ということになると思います。

(1) 外資参入障壁がある事業

日本で言えば「許認可事業」にあたる性質が、ベトナムでは一般的になっています。自由に事業を行うことが多い日本とは大きな違いです。その中でも留意すべきなのは、独資100%ではできないという「外資参入障壁」です。実質的にそれが禁止ではないとしても、どういう障壁なのか確認が必要です。

その外資参入障壁として出資比率の外資制限がある場合、原則としては、外資としての独資100%が許容されないことになります。すなわち、M&A 的な視点が必要になります。

(2) 時間を買う

ベトナムでの時間をあえて買うべきかどうかは議論があるところですが、日本よりも変化が早く、

かつ日本人とベトナム人を同時に多数動員できないとしたら、合理的な判断としてベトナムにある事業を買うということは成立します。ポイントは購入した後です。

(3) 希少性を買う

ベトナムにおいて何が希少性があるのかは、やや分かり難いと思います。日本人が希少性があるのではと思っているものが、ベトナム人からするとそうではないケースであったり、ベトナム側が希少性があると思っているものが日本人からするとそうではないケースもあります。

ベトナムにおいて、外資から見て「希少性がある」という視点は、やはり必要かもしれません。外資参入もいずれ厳しくなるということもあります。また、ベトナムではじっくり事業基盤を構築している企業、全国規模でネットワークを形成している企業というのは少ないと言えます。

2. M&A 基本合意がスタート

ベトナム企業側との基本合意は、ある程度、容易な場合もあります。それはベトナム側が何らかのメリットがあると思っているからです。しかしながら、総論賛成各論反対ということが、ベトナムではよくありますので、実務的な合意形成は、実は骨が折れます。次に、合意内容と実態が乖離しているような懸念やリスクをどう担保するかです。これには、Due Diligence(投資対象の実態やリスクを適正に把握するための事前調査)を通じて実態チェックをすること、法的な対応ができる条項の整備などが肝要です。そして、実戦的には「妥協しない」ことです。

AGS ホーチミン事務所・ハノイ事務所は、日本国税理士・日本国弁護士・日本国公認会計士が常駐する貴重な存在です。M&A 経験者も複数在籍していますので、柔軟に業務対応することもできます。

フロリダクルーズ初体験

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

夏休みに、フロリダのマイアミからメキシコのコズメル島を回る4日間のクルーズに行ってきました。私の乗った船はカーニバルクルーズ社のカーニバルピクトリー。客室数800強、収容客数2758人、従業員数1000人といえますから大型の船です。値段的ほうはバルコニー付きの部屋が4泊5

日で税金、燃料サーチャージなどを含めて一人\$550(5万5千円)ほど。ニューヨークからマイアミまでの往復飛行機代がかかるにせよ、庶民が気軽に楽しめるクルーズ時代がやってきたという感じだと思います。この値段には、宿泊ならびに船内での食事(飲み物は有料)、プール、ジム、サウナ使用、カラオ

ケ、映画、観劇などのエンターテインメントのほか、面倒なチップも含まれているのが嬉しい。そのほか、スパ、マッサージ、写真撮影、カジノ、ビデオゲーム、インターネットカフェ、5つのレストランに4つのバー、ショッピングなどの施設があり、また子供向けのプログラムも充実しているので、子供を預けて大人だけでカジノや観劇を楽しんだり、夕食時にはドレスアップして日常とは違った時間を楽しむ人たちがいっぱいでした。乗っている人は家族連れ、親戚大集合組がほとんどで、カップルや友人グループはそんなに目立ちません。それもそのはず、聞いてみるとドライブでの夏休み家族旅行をクルーズに変えたお父さんが多かったのです。行く

場所やルートを決め、ホテルを予約し運転して、という苦労から開放され、その上両親や親戚も呼んで日ごろの疎遠を解消し、それぞれがいい距離を保ちながらリラックスして楽しめる、忙しい子育て世代にぴったりの夏休みがクルーズ、という位置づけでした。また、船内で働いている人は東アジアから来た男性が多く、インドネシア、マレーシア、ベトナムなどから来た人が多かったようです。彼らは6カ月間休みなしで働く代わりに、あとの6ヶ月は休暇、というサイクルで働いているということでした。彼らの穏やかな微笑と丁寧なサービスが乗っている人の気持ちをほぐし、みんながクルーズでの夏休みを存分に楽しんでいるようでした。

アセアン自由市場化と二輪車・自動車工業

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

7月に行われた正副大統領選挙では、ジャカルタ首都特別州知事のジョコ・ウィド大統領候補とインドネシア赤十字総裁・元副大統領のユスフ・カラ副大統領候補のペアが当選しました。二人は10月に正式に就任し、新内閣が発足、新しい中期開発計画が策定されます。インドネシアは、ユドヨノ政権による安定した10年を終えて、さらなる経済社会発展の段階へと移っていくことになります。

インドネシアが直面する課題は多々ありますが、待ったなしなのが2015年のアセアン自由市場化です。アセアン諸国内で関税が大きく引き下げられ、モノやヒトの移動が大幅に自由化されます。これに伴って、アセアン域内の経済活動が活発化し、EUのように経済統合が進んでいくことが期待されています。

アセアン自由市場化に直面した各国は、様々な対応を求められており、インドネシアも例外ではありません。過去10年以上、インドネシアは賃金上昇などで、かつての花形産業だった繊維・家具などの労働集約型工業が競争力を失い、中国などからの輸入へ依存する体制が強まってしまいました。

アセアンの人口の4割を占めるインドネシアは、他のアセアン諸国にとって格好の大きな市場であり、近年は、タイ、マレーシア、シンガポールなど

からインドネシアへの物品流入や企業進出が増えています。その一方で、大量の出稼ぎ労働力をシンガポールやマレーシアなどへ供給しており、アセアン自由市場化でこの構造がさらに顕著になるのではないかと懸念がインドネシア国内で高まっています。

インドネシアがさらなる経済発展を目指すには、かつての労働集約型工業に代わる新たな産業を台頭させ、それに見合った労働力の質的なレベルアップを図る必要があります。その新たな産業として注目すべきなのは、日本企業の進出ラッシュが続く二輪車・自動車工業です。インドネシアの国内需要を満たしつつ、インドネシアを世界市場への輸出拠点と位置づけて、生産規模の拡大を進めています。

広島県を始めとする日本からの自動車関連企業の進出は、こうした二輪車・自動車工業を支え、アセアン市場自由化のなかでインドネシアが産業競争力を高めていくための基礎を担っているといっても過言ではありません。日本企業が二輪車・自動車工業で業績を上げることがインドネシアの工業化を支えるという意味で、日本とインドネシアは本当に切っても切れないウィン＝ウィンの関係になっているといえるのです。

ラーメン激戦地、シンガポールで広島県企業

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

シンガポール人に一番人気の日本食は、といえそうです。すしでも天ぷらでもなくラーメンでしょう。ざっと数えただけでも40店近くあり(複数店舗を展開している店もあるので、延べにすれば50店近く)、

ラーメン店だけが並ぶラーメン横丁が3カ所も。そんなラーメン激戦地、シンガポールで広島県企業が健闘しています。

スープは日本から、各店舗でフレッシュ製麺

お店の名前は「ばり馬」。日本全国でばり馬（とんこつラーメン）、とりの助（鶏白湯ラーメン）、風雲丸（濃厚つけ麺ラーメン）、江口商店（炭火鶏専門店）を展開する株式会社ウィズリンクの海外初拠点がシンガポールなのです。2012 年 11 月にオーチャード通り近くのショッピングセンターに



1 店目をオープン。2013 年 12 月に 2 店目、そして今年 4 月にはフランチャイズ店をマレーシアのク

アラルンプールに開設しました。

秘伝の最強濃厚とんこつしょうゆスープは日本から輸入。麺は各店で毎日製造。「スープは日本と同じもの」にこだわる一方、「辛うまラーメン」は日本より辛めに仕上げたり、シンガポール人が好きなサーモンのメニューを加えたり、地元にあわせたメニューを工夫してローカル顧客をつかんでいま

す。来店客の4～5割はシンガポール人。私がお邪魔したランチタイムも、私たち以外のお客様はシンガポール人でした。

シンガポールはアセアンへのショーケース

同社が狙うのはアジアを中心とした世界へのラーメンフランチャイズの展開。シンガポールは人口500万人強の小国ですが、ここにお店を出せば、アセアン諸国向けのショーケースとして機能します。シンガポールのお店で「ばり馬」の味を知った近隣諸国のビジネスオーナーから、フランチャイズ権がほしい、という相談もあるし、フランチャイズビジネスの展示会は、近隣諸国から来場する多くのビジネスパートナー候補に出会うチャンス。年間1500万人の観光客が訪れるシンガポールならではの現象です。今年10月～11月頃にジャカルタでの出店準備の最終段階に入っています。

今後は、イスラム教徒が多いマレー系市場も視野に、鶏白湯ラーメンの「とりの助」の展開も考えているというウィズリンクシンガポールの江口ダイレクター。インドネシア、フィリピン、タイ、インドと「ばり馬」や「とりの助」のお店が広がっていくことを期待したいです。

新政権のインド予算案について

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

南インド・チェンナイでは連日30度超の暑い日が続いていますが、昨年まで実施されていた計画停電もチェンナイ市内では実質的に解除され、また、チェンナイにもようやくスターバックスやクリスピークリームドーナツの第一号店が大型ショッピングモール内にオープンし、連日インド人客による賑わいを見せています。少しずつではありますが、今後も引き続き事業環境、そして、生活環境が改善されていくことを期待しています。

さて、今回は2014年5月にインド第18代首相に就任したナレンドラ・モディ氏が、同年7月に発表したインド新政権下における初めてのインド予算案の中から、税制改正の概要について、直接税と間接税に分けてご紹介したいと思います。

直接税に関しては、個人所得税の累進課税の金額基準が変更され、従来は年間20万ルピーまでは非課税としていた基準を、インフレ等の影響を考慮して年間25万ルピーまでに引き上げられました。法人所得税については、投資促進税制として2014年4月から2017年3月までの間において、一事業年度内で2億5千万ルピー以上の設備等投資を

行った場合に、その投資額の15%を追加的に所得控除することができる優遇税制が導入されています。その他には、配当分配税の計算方法の変更、企業の社会的責任（CSR）に関する費用の損金不算入の明確化、源泉徴収漏れの経費に関して費用総額の70%まで損金算入を認める制度の新設、など細かい論点はありますが、大きな変更はありませんでした。

間接税については、従来から導入が期待されていたGST（Goods and Service Tax）について年度内にその導入に関する方向性を明確にする、との発表がありました。また、移転価格税制における事前確認制度（APA：Advance Pricing Agreement）について、2014年10月1日以降に承認を受けた申請については、従来の将来5年間だけではなく、過去4年間もAPAの対象（合計で9年間）となるロールバック制度が導入されています。その他には、物品税の課税基準額の明確化、CENVAT クレジット（仕入税額控除）の適用可能期限を請求書日から6ヶ月以内と規定、サービス税の納付遅延時の延滞利息率の増加、などが順

次施行されていく予定です。

インド予算案は毎年 2 月末に発表されるのが通例で、GST の導入可否も含めて来年 2 月の予算案の内容にも大きな期待が集まっています。税務リス

クの高いインドにおいて、税務コストを可能な限り削減するためには、税制の理解を深め、有効利用できる制度は積極的に活用していくことが求められます。

旅行博



2014 年 7 月 17 日から 20 日にかけて一般消費者向け旅行展示会である「旅行博」が開催されました。この旅行博では航空会社・旅行会

社・ホテル・食事などの各エリアと業種ゾーンに分かれて各ブース、各ステージで様々な展示や体験、食を楽しめるイベントとして行われています。

日本を訪れるタイ人観光客の数は、2012 年に 26 万人、2013 年に 47 万人と連続して増えており、日本はタイ人のお気に入りの旅行先の一つとなっています。観光ビザ免除が追い風となったことは間違いなく、日本が、先進国の中で一足早くビザを免除したということが、一般のタイ人に好印象を与え、タイ全体の親日ムードをますます盛り上げたようです。

2014 年も、最初の 3 か月ですでに 30 万人が日本を訪問しており、当初、今年のタイ人訪問者数は 70 万人を予測されていましたが、タイの政情が正常になれば、100 万人以上が日本を訪れるかもしれない、とタイ旅行代理店協会は予想しております。

旅行博の会場内には日本の都市も数多く紹介されており、北海道・東京・大阪・京都へのツアーブ

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

ランが代表的なようです。一般消費者の代表として、弊社従業員に「もし日本に行くとしたらどこへ行くか？」と尋ねたところ、雪を見たい人は北海道・館山等へ、買い物やディズニーランドであれば東京、寺社仏閣・USJ へ行きたい人は大阪・京都をあげていました。季節次第だが、桜もぜひ見たいと言っていました。

一般消費者に対し、富裕層は異なる興味を持っているようです。タイは相続税・贈与税がないため、富裕層は強い経済力・購買力を有しており、多少お金がかかっても、最高級を求めているようです。広島には瀬戸内海の絶景と最高級の海の幸がありますので、タイ人に訴求できるのではないかと思います。

2013 年 12 月 25 日にタイ国内で公開された映画「ファットチャント」では、主人公 2 人が千葉県



香取市の水郷の町・佐原を訪れ撮影ロケを行いました。このタイ人俳優が日本人を演じるタイのテレビドラマ

「ライジング・サン」が放映中とあって、タイ人の注目を集め、タイ人観光客が多く佐原を訪れているそうです。

一口にタイ人といっても、日本に対する興味は様々なようです。

上海市の生活環境と消費

広島上海事務所長 西尾 麻里

ハッピーメール 7 月号にて「上海のライフスタイル」という記事をお届けいたしましたが、この度、中国最大級の飲食店情報サイト『大衆点評網』が「全国 31 省都の生活便利度ランキング」を発表し、上海のライフスタイルが更に浮き彫りになりました。これは、過去 1 年間を対象に飲食店や小売店、レジャー施設といった生活関連施設の密度の高さ、バリエーションの豊富さを分析したもので、1 位が広州市、2 位は上海市、3 位が北京市という結果とな

っています。

統計によると、上海では、平均して徒歩 2 分で小売店 1 店舗、レストラン 1 店舗に辿り着けるとしています。ファストフード店やスーパーは徒歩 3 分圏内、パン屋や洋菓子店、アクセサリー店は徒歩 5 分圏内で、足マッサージ店は徒歩 8 分圏内、映画館は地下鉄 3 駅圏内と分析されています。

また、上海の小売店舗数は全国で最も多い 12 万店舗で、“ショッピング天国”であることが分か

ります。スーパーやコンビニエンスストアは約 24,000 店舗で、分布密度は広州、武漢と並び全国トップでした。

ここで興味深いのは、飲食店の数から見た上海市内の地域別ランキングです。上海市内の飲食店は 9.5 万店舗を超えるといわれています。分布密度は全国一で、1 キロ圏内には平均して 15 店舗の飲食店が存在しています。そして、これらの飲食店が市中心商業圏に集中しているのかと思いきや、地下鉄 3 線が乗り込む有名な「人民広場」でさえ第 4 位（1,742 店舗）だったのです。トップ 3 は上位から、上海の北側に位置する「五角場」（1,860 店舗）、浦东新区の東側に位置する「金橋」（1,845 店舗）、上海の西側に位置する「松江鎮」（1,840 店舗）と、どれも中心部から離れた地域がランクインしています。これら 3 地域はここ数年で急速に発展している新興商業地域として知られています。

さらには、実店舗が密集しているだけでなく、インターネット上でも頻繁に取引が行われていることが、生活圏での地理的な距離を縮めています。上海では 1 分毎に約 70 枚以上の電子クーポン券がダウンロードされているそうです。注目すべきは、

これらの電子クーポンのうち約 73% がスマートフォンやタブレットなどの移動端末からダウンロードされたということです。このことから、上海における移動端末を利用した消費活動の活発な様子が垣間見られます。

他にも、外食における平均単価は上海市で 1 人あたり 100 元というデータが出ています。北京で 87 元/人、ウルムチで 81 元/人、長春 70 元/人であることを考えると、上海の消費額は他地域を圧倒する高額です。

大衆点評によると、消費者が高品質な商品やサービスを享受することによって幸福を感じ、それが対価となって店舗にフィードバックされることによって、更に高品質なサービスを生むという正のスパイラルが作り出されているようです。生活便利度ランキングでは、広州に 1 位を奪われた上海ですが、前述の外食平均単価はその地域の物価を表すといわれており、購買力が高いことを示しています。そして、注目されがちな市中心部だけでなく、郊外に広がりつつある商業地域にも注意して消費傾向を探る必要があるでしょう。

遼寧省商業中心——瀋陽

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

8 月に入って、7 日に立秋したとはいいながら、まだまだ暑く海辺都市として大連は多くの観光客を迎えています。星海広場でも例年通り、ビア祭りが開催され、期間限定で食事が提供されるエリアがあったりします。ただ、衛生管理はどう見ても徹底できていないようで、おなかを下すお客さんも多いはず。店の経営者らにはそういったトラブルに対して、簡単な対策があるみたいです。例えばラーメンなら、どう見ても汚そうな店で不思議な事に全く下痢や食中毒のクレームがないという事になれば、うわさでは事前にスープの中に下痢止めの薬を入れておくというのが、秘法だそうです。消費者としては、本当に恐ろしい話です。



最近マクドナルドの「福喜賞味期限切れ肉」事件では大騒ぎになりましたが、マクドナルドを相変わらず食べているという声は多く聞かれます。今回の事件で、中国以外の国であればしばらくは食べる事を自粛すると思いますが、他に安心して食事を出来る手ごろな場所が少なく、問題が発覚した後の方が逆に安全性が高いという考えが多いせいか、価格・便利・味などのメリットも加わりそのような状況になっています。まだまだ、そういった問題が世間に公表されていないと「微信（中国版 SNS アプリ）」では囁かれており、安心して食事が出来ない事はとても悲しく思います。

近年、日本食品の中国への輸出しようとする試みはずっとあります。日本各地から中国各地で食品フェアを実施するなど、輸入業者や販売業者への PR をがんばっています。今まで中国・東北では、大連を中心として商談マッチング事業を行っていましたが、今年から大連がある遼寧省の省都としての瀋陽で PR 活動が注目されています。大連は日本との繋がりが深く、日本商品への認知度は高いですが、小売規模や商業の発達度からみれば、やはり瀋陽が

もっと上です。瀋陽市は人口 725 万人で、2012 年の年間小売り総額は 2417 億人民元で、大連市の 1919 億人民元を超えています。外資系ブランドの進出を見ても、例えばユニクロは大連に 4 店舗、瀋陽には 6 店舗です。出店の場所から見ても、大連では中心地ではなく、副都心にありますが、瀋陽では一番中心で人気のある「中街」にも 2 店があります。数字として 4 店と 6 店はあんまり変わりがないように見えますが、実際見比べればまず瀋陽のデパートの規模は大きいです。例えば「大悦城」という総合デパートは ABCD の四つの館があって、合計 20 万平米を超えています。ユニクロ以外に H&M、無印良品、ZARA、GAP など揃っていて、

大連の一番大きいデパートの 4 倍の大きさもする気がします。「中街」への毎日平均客数は約 50～60 万人で、各デパートに出入りする平均客数は約 10 万人もあります。いくつかのデパートをヒアリングしたら、客層は大体 18～35 歳の若い方で、月給 5000 元くらいの中・高レベルをターゲットにしています。5000 元はそこまで高い収入ではなく、実際にそれくらいの購買力があるかどうかは疑問ですが、週末に瀋陽周辺の都市からお金持ちが多く車で買い物に来るそうです。遼寧省の一番南端にある大連により、より中心部にある瀋陽へは、片道 1 時間でつく周辺都市は多いです。今後、市場規模が大きい瀋陽の将来性は強く思います。

ベトナム破産法 2014 年（続編）

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

ハッピーメール 8 月号で、ベトナム国会で改定された法律について取り上げました。今回は、本年 6 月に決定された、新ベトナム破産法（2015 年 1 月 1 日より施行）について、さらに詳しく説明します。

多くの日本企業がベトナム国内でのビジネスに取り組んでおられますが、まだまだ、法体系の問題やビジネスモラルの違いによるトラブルが多発しているのが現状です。

破産適用対象は、返済不能となった会社及び合作会社（日本の合名会社に近い形態）と定めています。個人破産は対象になっていません。返済不能の定義は、返済期日を起算して 3 ケ月以内に返済が履行されていない事態としています。破産申立て出来るのは、①債権者、②従業員、③会社の法的代表者、④出資者、⑤議決権の 20% 以上を保有する株主あるいは株主グループと定められています。

破産申立から破産宣告までの流れは、裁判所は破産申立を受領した日から 3 日以内に、担当裁判官を指名します。また、申立人は、裁判所から通知を受けてから 15 日以内に、裁判費用を仮払いしなければなりません。申立人より裁判費用の仮払いが実行され、受取確認書を受領した時点で、裁判所による受理が成立したことになります。そして、受理日から起算して 30 日以内に、破産手続を開始すべきかどうか、裁判官が決定します。破産手続開始が決定された場合には、決定日より起算し 3 日以内に、裁判所は管財人を指名します。会社あるいは合作会社は引き続き操業できますが、裁判官及び管財人の監督下に置かれます。

債権者は、破産手続開始決定日から起算して 30 日以内に債権額総額の請求書を管財人に送付しなければなりません。全ての請求書を受領してから 15 日以内に、管財人により債権者名簿が作成され、公開されます。同時に、破産手続開始決定日より起算し 45 日以内に、管財人により債務者名簿が作成、公開されます。その後、債権者名簿作成完了日より 20 日以内に、裁判官により債権者会議を招集します（ただし、財産目録作成作業が債権者名簿作成完了日より後になった場合には、財産目録作成完了日を起算日とします。）

債権者会議で決裁される事項は、次の 3 つのケースとなります。

①会社もしくは合作会社の経営再建、②破産宣告、③返済不能事態が解消されたことによる破産手続の中止

経営再建の場合、債権者会議にて経営の再建を可決した日より 30 日以内に経営再建計画案を作成し、管財人に提出しなければなりません。経営再建案の主要項目構成は、資金調達方法、債務減免計画、製品（サービス）見直し、生産技術等の革新計画、組織体系の見直し、株式譲渡から成ります。そして、この経営再建案は債権者会議にて計画が承認され、最終決定されます。

次に、破産宣告の場合、債権者会議にて破産が決定された場合、決定日より 15 日以内に裁判所にて破産宣告が行われます。また、債権者会議において採決が不成立の場合においても、裁判所はその報告を受けてから 15 日以内に裁判所の判断にて破産宣告を行うことが出来ます。また、破産申立の過程

で、会社あるいは合作会社が、既に支払能力を完全に喪失させたと判断される場合は、裁判所による簡易破産手続きを行うことができます。破産宣告を受けた国営会社の会長、社長、役員会メンバーは他の国営企業でその職責に就くことは禁じられます。また、破産宣告を受けた私企業もしくは合作会社の経営者が法律違反をしている場合、裁判官の判決により、当該人物の会社の設立、経営職への就任が3年間禁止されます。

上記ベトナムの企業破産手続きの流れを説明しましたが、まだまだ不十分な点も多く、今後、施行細則が発表されるものと思われます。しかしながら、

会社再建案の策定等も30日以内に完了することが求められている点など、資金調達債務減免等短期間での決定が難しい内容を含んでおり、企業再建に対し、現実でない内容も多く見受けられます。また、個人会社の場合は、会社法上では投資家の無限責任を負うことを定めていますが、個人会社が破産した場合の個人責任については、今回の破産法で記述されていない等、まだまだ不明な点も多くあります。

今後発行される施行細則にて、不明な点が少しでも多く明らかになり、ベトナムでのビジネスルールが少しでも改善されることを期待しています。

健康保険連合診療センター

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

台北市内に「中央健康保険署連合診療センター」という医療機関があります。台北駅近くに所在し、

台北周辺の国公立大学病院や民間でも有名な病院から高名な医師が招聘され、一般庶民にも良い診療機会を与え、低料金で診療が受けられる医療機関です。

一般的に、日本でも同じ状況があると思いますが、重い病気にかかった場合、その道に精通した高名な医師に診てもらおうと思っても、なか

なか予約が取れなかったり、取れてもツテでもなければ、充分診てもらえないことがあります。こういうことを無くして、庶民にも高い診療技術の優れた医師の診療が受けられる機会をつくろうというのが、この診療センターの趣旨です。中央健康保険署といういわゆる健康保険組合の中央本部が、運営するこのセンターの特徴をご報告します。

このセンターは総合医療機関で、10の科を持っています。内科はもちろんのこと、外科、眼科、泌尿器科、婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、骨科、リハビリ科それに歯科も併設しています。また内科には心臓、内分泌、胃腸、呼吸器、免疫アレルギーに精神科も入っています。月曜日から土曜日まで台湾大学病院を始め、有名病院の毎日約30名の名高い医師が午前と午後に分かれて各科を担当し、診療に当たっています。特徴は主として4つあります。

第1は低料金です。予約費が50円で診療費個人負担が50円です。合計100円つまり330円

くらいです。ほかに検査を受けたりレントゲンを撮るのも保険局の負担です。従って財政的には苦しい面があるものと見られますが、国庫負担で運営されています。

第2の特徴は予約の仕方が極めて簡単なことです。方法は3つあって一つは電話予約で、名前と保険カードNOを告げ、予約する科の名称と医師名を告げれば、予約完了です。2つ目はインターネット予約です。電話予約と同じで、時間に拘わらず、いつでも予約ができ大変便利です。今はこれが主流です。3つ目は現場予約で、センターの窓口で朝なら8時半から、午後は1時半、夜は5時半から予約ができます。予約で悩むことはありません。

第3の特徴は診療時間で、朝は9時から12時。午後は2時から5時、夜は6時半から9時半です。日本では夜の診療は昭和40年前後でなくなった



のではないのでしょうか。

第4は医師の診察を待つ時間が短いことです。予約NO. がありますからその順番に遅れずに行けば診てもらえるのは当然ですが、遅れて行っても診察室に入って看護師さんに「遅れました」と告げ、

NO を知らせておけば、現在の患者さんの2～3人後に入れてくれます。従って待ち時間は15分くらいです。本を読んでいても直ぐに呼ばれる感覚です。

このやり方は台湾のどの病院でも同じで、遅れて行ってもその時点の患者さんの2～3人後に入れてくれます。大変流動的な考え方で処理してくれま

す。

台湾の保険・医療制度は日本に倣って発展しましたが、実際運用面では大変流動的な運営を行っています。日本の病院にもこのような特徴が導入されるなら、病院に対する一般患者の利便性は高まることでしょう。

重慶人の消費観念が変わる

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

この度の安佐地区の豪雨被害お見舞い申し上げます。一日も早い復旧と行方不明者の皆様の救出をお祈り申し上げます。

人民銀行重慶運営管理部から、6月末まで重慶市民の人民元預金残高は11,048億元に達すると発表されました。3,000万人の総人口によって計算すると、3人家族の家庭の預金高は約10万元に達し、1人当たり約3.66万元の預金高と言う結果になった。この情報を裏付けるため重慶朝刊と市場研究企業が、ウェブサイト上で1,106人に対してアンケート調査を行いました。

複数回答の結果、収入が低く預金ができない(53%)、預金の意識と習慣がない(48%)、生活の圧力が大きく、支出が多いため(47%)などが挙げられました。

調査回答者の9割の若者が、ほとんど貯金意識と習慣がないと言い、3割近くの若者が預金する必要がない、使いたい時に自由に使いたいと思っているそうです。

また、就職したばかりの若者は、収入が低く、消費高が多いため、お金を貯蓄することができず、就職して数年後に結婚、不動産購入、家族を養うとなると費用がかさむため預金も多くないそうです。それ以外に、一部若者には消費観念に問題が存在する“誇示性消費”が挙げられます。

これら一部の若者に貯金の意識と習慣がないことについて、3つの原因が分析されました。“時節に合わせて、レジャーを楽しむ娯楽思想が必要”と60%の者が回答、次に“生活の先が見えなく生活設計が出来ないから”が58%、“ニート”で若者に親からの“生活支援”があるため、将来の事を考えなくさせているが37%とのデータ結果でした。今回の調査の中で、女性の回答者は46%を占めて

おり、その中の85%は、預金の意識と習慣がない男性に嫁ぎたくないとの事です。自分は貯金の習慣がなくても、未来の主人には必ず貯金の意識と習慣を持つべきであると回答しています。

ただ、一人当たりの貯蓄額が少ない要因には将来設計が立たないことよりも、増々消費意欲を掻き立てる物品が豊富になっている事にも原因があるのではないのでしょうか。

その一つとして7月31日に重慶市中心地解放碑に重慶保税商品展示即売プラットフォーム International Exhibition & Trading Center (IGET) が開店して、数多くの輸入品購入に家族連れや若者が殺到しています。特に人気商品は高級アクセサリ、高級腕時計、日本の粉ミルク、紙オムツ、日本の清酒(賀茂鶴と菊正宗)とワインコーナーです。

中国の粉ミルクは信用出来ないことから多くの人達は、海外にいる知人や海外旅行に行く知人に手数料を払って、購入しているのが現状ですが、IGETで消費者が自由に、安く免税品を購入できると人気となっています。

安心、安全、信用有る商品を求めて、高価な品物を手に入れたいと考えている消費者が増えています。また、食品に対する残留農薬の新しい国家基準が8月1日から実施されましたが、厳守させられるのは外資企業で、政策あれば対策ありで国家基準に地場企業が足並みを揃えるのは難しいでしょう。腐った鶏肉混入事件の外資店舗は、一時客足が減ったものの、現地の人曰く「中国の食品よりも安全」と客足は以前の様に戻ってきています。やはり、外国製品、外国ブランドは人気と言えるのでしょうか。

貯蓄するよりは安心、安全な物を将来を担う子供達に使う、使わせたいと言ったところでしょうか。

【シリーズ～中国への技術移転について vol. 1】

<回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所>

Q

中国の企業から、弊社の技術を導入したいとの要望がありました。中国進出について検討を重ねていた弊社としては、現地法人を設立して投資する必要がない技術移転はコスト負担が少なく、とても魅力があります。そこで、日本から中国に技術移転を行う際の注意点などについて教えてください。

A

■ 輸入技術に対する分類

技術取引の関連規定である「技術輸出入管理条例」では、輸入する技術には『自由類』、『制限類』、『禁止類』の3つに分類されています。それぞれに分類されている技術については、「輸入禁止、輸入制限技術目録」に記載されています。

・ 技術契約に付随する許認可機関への手続きについて

- ◇ 自由類：契約登記制度が採用される為、インターネットによるオンライン申請ができます。
- ◇ 制限類：契約登記制度が採用されますが、国务院貿易主管官庁への申請で複雑な手続きを要します。

■ 技術移転に伴う契約の種類（自社の技術移転がどこに分類されるかによって、各種手続きが異なります）

① 技術開発契約

- ◇ 当事者が新技術、新製品、新製造技術や新材料、及び、その系統的な研究開発のために締結する契約を指します。また、この契約は技術開発における委託開発契約及び共同開発契約も含まれ、かつ書面において締結するものとされています。

② 技術譲渡契約（技術ライセンスを含む）

- ◇ 特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、技術秘密（ノウハウ）の譲渡契約を指します。技術ライセンス契約とは、実施許可者（ライセンサー）が実施権者（ライセンシー）に対し、一定の使用料取得の代わりに、所有する特許やノウハウ等のライセンス（実施権）を与える契約です。

③ 技術コンサルティング契約

- ◇ 特定技術プロジェクトの F/S（フィージビリティ・スタディ）や技術予測、専門技術調査、または分析評価などを提供する契約を指します。

④ 技術サービス契約

- ◇ 当事者の一方が技術知識を利用し、相手方の特定技術問題を解決するために締結する契約を指します。

※出所：中国契約法第18章「技術契約」

■ 契約締結における注意点

- ライセンスの対象技術を明確化：ライセンスの対象技術が特許である場合には特許登録番号で特定、対象技術がノウハウである場合には書面化する必要があります。
- 使用許可の範囲を明確化：実施権者のみが実施権を有する「独占的ライセンス」、実施許可者と実施権者が実施権を有する「排他的ライセンス」、不特定な実施権者に実施権を与え、さらに実施許可者自身も使用することができる「一般的ライセンス」に分けられます。
- 協力責任の範囲と基準を明確化：中国側企業から協力責任を満たしていないと主張されることを防ぎます。
- 会計監査時の提出資料、書類を明記：ライセンス費などの過不足に対する処理方法も明確にする必要があります。
- 技術改良の帰属先の明確化：一般的には改良後の技術の帰属先は、実施許可者（許可側）です。
- 保証と権利侵害の明確化：第三者によるクレームに対する責任についても明確にする必要があります。
- 秘密保持について：必要があれば、対象技術に接触する従業員との間でも秘密保持契約を締結します。
- 違約責任について：ライセンス費の支払い遅延に係る違約金の発生、契約義務の履行が不適合の場合にも違約責任を負うことを明確にします。

次回、vol.2 では、ロイヤリティの送金方法や技術取引のフローチャートについて、vol.3 では、知財保護について説明いたします。

本質問について具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

広島市からのお知らせ

—中四国発・こだわり良品発掘メッセー 第13回ビジネスフェア中四国2015 出展募集の御案内

開催日時 平成27年 2月6日(金) 10:00~17:00 商談会・名刺交換会
2月7日(土) 10:00~16:00 商談会・展示販売会

会場 広島市中小企業会館総合展示館(広島市西区商工センター一丁目14番1号)

主催 ビジネスフェア中四国実行委員会(構成:広島、松山、浜田、高知の各市・商工会議所)

申込期限 平成26年9月30日(火)まで。

※ 詳細については同封のパンフレット又はHPを御覧ください。

(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/keizai/conv/fair/index.html>)

問い合わせ・申込み先 ビジネスフェア中四国実行委員会事務局

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34(広島市経済観光局産業振興部商業振興課内)

TEL 082-504-2236 FAX 082-504-2259 E-mail syogyo@city.hiroshima.lg.jp

ハッピーからのお知らせ

転換期の中国で勝ち抜くための「中国ビジネスセミナー」

(公財)ひろしま産業振興機構では、「中国ビジネスで課題を抱えている」「中国進出に向けて中国ビジネスを学びたい」などの悩みやご要望にお応えするため、当機構の広島上海事務所を10年以上にわたって運営している(株)チャイナワークが持つ知識やノウハウを、皆様へご提供させていただきます。

講演会と個別相談会をご用意しておりますので、皆様の解決したい課題、相談したい悩みなどにあわせてご参加いただければ幸いです。参加料は無料となっておりますので、ぜひお気軽にご参加ください。

【講演会】

平成26年9月18日(木) 13:30 ~ 15:30

「中国の政界の実態と日中関係の今後」

■講師: (株)チャイナワーク

代表取締役社長 孫 光 氏

■会場: 広島県民文化センター 5階

(広島市中区大手町1丁目5-3)

サテライトキャンパスひろしま

502 大講義室

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。



【個別相談会】

■平成26年9月18日(木)

16:30~17:15

場所: 広島県民文化センター

■平成26年9月19日(金)

9:30~10:15

場所: (公財)ひろしま産業振興機構

国際ビジネス支援センター

参加無料

in
東広島

中国法律セミナー～労働契約法との関わり方～

「最新のトラブル事例から学ぶ、中国ビジネスの今」

最新のトラブル事例を挙げながら、進出時における契約上の初歩的な留意点といった基本の部分から、撤退時に限らず起こり得る労働争議の防ぎ方までお話しいたします。

■日時 平成26年10月22日(水) 14:00~16:00

■講師 三浦法律事務所(広島市中区)所属 中国法アドバイザー 葛 虹(かつこう)氏

■会場 サンスクエア東広島3階 コラボスクエア会議室

(東広島市西条西本町28-6)

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください

参加無料



『マレーシア視察研修』実施のご案内

昨年度のフィリピン視察研修に続き、今年度は「マレーシア」そして同経済圏にあります「シンガポール」に視察研修を予定しております。現地では、工業団地、インフラ、現地法人、日系企業、投資支援機関を視察いたします。現地の生の情報や投資環境情報収集に、この機会に是非参加を検討ください。

【実施概要】(予定)

◆日 時: 平成27年1月18日(日)~24日(土)

◆視察都市: クアラルンプール・イスカンダル地区・シンガポール

◆対 象: 約30名程度(海外取引に興味がある県内企業のみなさま)

食料品製造業

株式会社 日之出水産

代表取締役 橋本 譲治

<連絡先>

〒732-0045

広島市東区曙四丁目1-5

T E L : 082-261-5323

Email : t.hashimoto@hinodesuisan.co.jp

H P : http://www.hinodesuisan.co.jp



日之出水産

<業種> 魚肉練製品の製造販売

<業務内容>

主に業務用蒲鉾を製造。

婚礼用引出物・茶の子、市販用蒲鉾も製造。

<一言 PR>

海外輸出をこれからと考えております。

宜しくお願い致します。

ハッピーからのお知らせ

「国際賛助会員の集い」&「海外ビジネス支援セミナー」を開催！

今年も「海外ビジネス支援セミナー」の後「国際賛助会員の集い」を開催いたします。
セミナーに参加して、国際賛助会員の集いにもご参加ください。

「海外ビジネス支援セミナー」

～インドネシア・シンガポール・海外F/S調査のポイントについて～

自動車産業を中心とした日系企業動向が注目されるインドネシア、アジアのハブ・シンガポール、
また中小企業の海外展開プロセスとF/Sのポイントについてご講演いただきます。

ご多用の中とは存じますが、この機会に是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。

福山会場 平成26年9月16日(火)

広島会場 平成26年9月17日(水)

【海外ビジネス支援セミナー】参加無料！

【海外ビジネス支援セミナー】参加無料！

■ 時間 13:30～16:45

■ 時間 13:30～16:45

■ 場所 福山商工会議所1階 102会議室

■ 場所 ひろしまハイビル21 17階会議室

毎年恒例！

「国際賛助会員の集い」

当センターのシンガポールビジネスサポーターをはじめとする上記海外ビジネス支援セミナーの
講師の方々や広島上海事務所所長のほか、関係機関等との交流や、会員相互のビジネスネットワー
クを広げていただく場として、また、最新の海外情勢の情報収集の場に、是非ご活用ください。

皆様のお越しをお待ちしております！

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。

福山会場 平成26年9月16日(火)

広島会場 平成26年9月17日(水)

■ 時間 17:15～18:45

■ 時間 17:30～19:00

■ 場所 福山商工会議所ビル
(1階 喫茶 シャノン)

■ 場所 リーガロイヤルホテル広島
(32階 サファイアルーム)

■ 会費 3,000円

■ 会費 3,000円



「海外進出企業ダイレクトリー2014年版」(最新版)を発行しました。

広島県内企業を中心に、企業の海外進出状況をまとめた「海外進出企業ダイレクトリー2014年版」を発
行しました。会員様には1冊同封しております。2冊目からは、1部2,000円(税込)でお頒けいたしま
すので、ご希望の方はご連絡ください。(国際ビジネス支援センター問合先TEL082-248-1400)

国際賛助会費納入のお礼

当国際ビジネス支援センター事業につきまして、平素より、格別のご高配を賜りまして厚くお礼申しあ
げます。この度は、平成26年度国際賛助会費を納入いただきまして誠にありがとうございました。

今後も会員の皆様に喜んでいただけるよう日々の業務に取り組んでまいります。

国際ビジネス支援センター職員一同